

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例（仮称）の骨子（案）

1 背景・趣旨

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、幅広い活動により地域社会の担い手として大きな役割を果たしており、現在、徳島県内には約340法人が活動しているが、活動資金の不足や人材確保等の課題を抱える法人が多い。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）では、県や市町村が条例で個別に指定するNPO法人に対して寄附を行った個人について、個人住民税の寄附控除が受けられる制度や、さらに多様な税制上の優遇措置が受けられる認定NPO法人の制度が定められている。

徳島県においては、県民が寄附をしやすく、またNPO法人にとっても広く県民から寄附が集めやすくなる認定NPO法人への移行を一層促進するため、条例個別指定制度を導入することとし、当該条例個別指定のための基準及び手続きを定める条例制定に向けた検討を行っているところである。

2 目的

徳島県は、運営組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資するNPO法人を個人県民税の寄附金控除対象NPO法人（以下、「指定NPO法人」という。）として指定することにより、地域の諸課題の解決に取り組むNPO法人の活動基盤を強化するとともに、県内における寄附文化の醸成を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 指定の申出

指定を受けようとするNPO法人は、次に定める指定基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を知事に提出しなければならない。

4 指定の基準

（1）活動範囲等

- ・徳島県内に主たる事務所を有すること。

（2）活動実績

- ・申し出の前日までに、少なくとも2事業年度の活動実績があること。
- ・実績判定期間は2事業年度（更新の場合は、5事業年度）とする。

（3）公益要件及び運営要件

- ・別表1のとおり

（4）欠格事由

- ・別表2のとおり

5 指定の審査及び決定

- ・知事は指定の申出書の提出があった場合は、申出書等により指定基準を満たしているかどうかの審査を行う。また必要に応じて実地調査及び聞き取り調査を実施することができる。
- ・知事は、審査を適正に行うために第三者委員による審査会を設置し、その意見を聴く。
- ・知事による審査の結果、指定基準に適合すると認めたNPO法人を、議会の議決を経て条例により指定する。
- ・知事は指定された又は指定されなかった法人に対し、その旨を書面で通知する。

6 指定の有効期間・更新

- ・指定の有効期間は5年間とする。
- ・有効期間経過後も引き続き指定NPO法人として活動しようとする場合は、更新申出期間内に、知事に指定の更新の申出をしなければならない。

7 監督（報告・検査・勧告等）

- ・指定NPO法人は、その名称、役員名簿、定款等に変更のあった場合は、知事に届け出なければならない。
- ・知事は、必要に応じ、指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ又は職員に指定NPO法人の事務所その他の施設に立入検査させることができる。
- ・知事は、指定NPO法人が、法令違反等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、改善のために必要な措置を探るべき旨を勧告、命令することができる。

8 指定の取消し等

- ・知事は、指定の要件及び資格の欠如、指定基準への不適合、虚偽の申請等の場合には、指定の取り消しのために必要な手続を行わなければならない。
- ・知事は、指定NPO法人が特定非営利活動に係る事業以外の事業から生じた利益を特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用したと認めるときは、その他の事業の停止を命ずることができる。

9 指定法人の責務

- ・事業報告書とあわせて役員報酬規定等の報告書を知事に提出すること。
- ・指定基準を満たすことを証明する書類その他帳簿等関係書類の7年間の保管及び情報公開等に適切に対応すること。
- ・活動の透明性確保のため、インターネット等の利用により活動情報や活動報告等を積極的に公開すること。

10 今後のスケジュール

- ・今後、パブリックコメント等を実施し、県民の皆様から広くご意見を頂くとともに、徳島県指定NPO法人制度検討委員会での意見を反映し、条例案として取りまとめ、県議会に提案する。

指定基準（公益要件及び運営要件）

指 定 基 準 項 目	
公 益 に 関 す る 要 件	① 広く県民からの支援・支持を受けていること。 (ア、イのいずれにも適合すること。)
	ア 寄附金の収入 実績 次のいずれかに該当すること。 (ア) 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が 10%以上であること。 (イ) 各事業年度中の寄附金の額の総額が3千円以上の寄附者数 が年平均30人以上であり、かつ1千円以上の受入寄附金総額が 年平均15万円以上であること。
	イ 県民の参加・ 支持の実績 (寄附金を除く) 次のいずれかに該当すること。 (ア) 特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数 が、年平均100人以上であること。 (但し、当該NPO法人の役員、職員等は除く。) (イ) 各事業年度において広く県民等を対象とした事業活動に係 るイベント等を年3回以上実施していること。 (ウ) 各事業年度において行政、企業、他のNPO法人等との協 働事業を年1回以上実施していること。
	②事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
	③運営組織及び経理が適切であること。
	④事業活動の内容が適正であること。
	⑤情報公開を適切に行っていること。
	⑥所轄庁に対して事業報告書等を提出していること。
組 織 ・ 運 営 に 關 す る 要 件	⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
	⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること。

※①の寄附金・寄附者の算定要件については、認定基準に準じる内容とする。

②～⑧の要件については、認定基準に準じる内容とする。

指定基準（欠格事由）

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

① 役員のうち、次のアからエのいずれかに該当する者がある

ア 指定・認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者

ウ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

② 指定・認定等の取消しの日から5年を経過しない

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

⑥ 次のア、イのいずれかに該当する法人

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人